

山口地方裁判所委員会（第23回）議事概要

- 1 日時 平成26年7月11日（金）午後3時から午後5時まで
- 2 場所 山口地方裁判所大会議室
- 3 出席者
 - (1) 山口地方裁判所委員会委員（五十音順，敬称略）
石塚隆雄，宇田川基，大寄淳，佐々木直美，田中俊彦，玉峰豊，中山修身，
矢次巧，湯木和則，豊嘉哲
 - (2) オブザーバー
刑事首席書記官，刑事次席書記官，刑事訟廷管理官
 - (3) 説明者
裁判官，刑事首席書記官
 - (4) 事務担当者
事務局長，総務課長，総務課課長補佐，庶務係長
- 4 議事の概要
 - (1) 所長挨拶
 - (2) 委員自己紹介
 - (3) 委員長選任
宇田川委員が委員長に選任された。
 - (4) 報告「第22回山口地方裁判所委員会での御意見を踏まえた取組について」
（総務課長）
 - (5) 議題「刑事裁判における被害者参加制度について」
 - ア 被害者保護制度の概要について（刑事首席書記官による基調説明）
 - イ 被害者参加制度の実際の運用について（裁判官による法廷での説明）
 - ウ 意見交換
意見交換の要旨は別紙のとおり
 - (6) 次回の意見交換のテーマについて

「民事事件における専門的知見の活用等について」をテーマに意見交換を行うことになった。

(7) 次回開催日の決定

平成27年2月17日（火）午後2時

(別紙)

「刑事裁判における被害者参加制度について」に関する意見交換の要旨

裁判員裁判を行う法廷において、遮へい及びビデオリンクシステムの実演を行い、その後、意見交換を行った。

(発言者：◎委員長，○委員，□説明者)

- 組み合わせによって思った以上に柔軟に対応できそうだという印象だが、機材がハイビジョンではないんだと思った。遮へいをしていても弁護人からは見えるようにするというように、「見る」ということを大切にしている割には余りにも画質が悪いので、ハイビジョンに変えてはどうかと思う。また、証人等のいる別室の背景の壁や机が白であるため、人の顔が沈むし、表情が見えない。設備を改良した方が良いと思う。
- ◎ 別室の背景については工夫の余地があるという意見なので検討したい。
- 遮へい等をせずに被害者が関与する可能性はないのか。
- 遮へい等をしないで証言すると精神の平穏が著しく害されるおそれがあるといった事情がなければ使わないことはある。
- ◎ 遮へい等をしない場合の支障等心配すべきことはあるか。
- 裁判所は、検察官から証人の取調べ請求があった場合に遮へい等を検討することになるので、その際に遮へい等の申請がなければ支障はないということかと思う。これまでに遮へい等をしなかったところ、何か支障があったという経験はない。
- 検察官が被害者から話を聞くときに、こういった制度があることについて説明し、その意向を聞いている。事案の性質や被害者の気持ちとかを総合的に考え、した方がよいと判断すれば申請している。
- ◎ 検察官が、申請した遮へいやビデオリンクの利用後の感想を証人から聞くことはあるか。

- あらためて検察官から聞いてはいないが、きちんと証言してくれたことがその成果だと受け止めている。被害者によっては、おかげできちんと話せたという話があったこともある。
- 事案について争いがあるときに使うのが大事だと思うが、争いがないときでも情状関係とかで使われることがあるか。
- 被害者の心情に関する意見陳述でもビデオリンク等を使えるようになっており、法は、争いがないときでも使うことを予定している。実際にそういった事案の経験はない。
- 例えば交通事故で子供を亡くした親とかの場合は、そういう人を守る利益は何か。その感情を守るのに重要とも思うが、それ以外に制度を運用する利益についてイメージがわからないが何かあるか。
- 証人尋問だけでなく、被害者の心情に関する意見陳述でもビデオリンク等を使うことを認めているのは、支障がない形で自分の意見を述べること自体について法が一定の利益として認めて条文ができていると思う。もともとこの意見陳述については法廷でもできるし、書面でもできる。いろんなパターンを法は認めている。
- 最終的にどのように対応するかは、裁判長の判断になるのか。
- 検察官が把握している事情に基づいて申請があり、そこに相当との意見が付されていれば認めることが多い。最終的には裁判所が判断するが、あまりそういった判断をする部分はないと思う。やり方について、時間がかかりそうなものを適宜な時間にしてもらったり、一部を書面でというようなことをなし得るようにはなっている。
- 今日はビデオリンクと遮への組み合わせを見せてもらった。全国の裁判所で法廷のレイアウトにより、ここではできるがここではできないといった差異は生じないか。

- 他の裁判所の施設がどうなっているのか詳しくは知らないが、基本的には差異が生じることはないと理解している。
- 弁護人としては犯罪被害者が法廷にいるとやりにくい部分はある。この制度により、被害者の気持ちが実際に和らいでいるのかという点について一般の方の意見を聞いてみたいと考えている。
- これまで犯罪被害者から参加したいという申入れがどの程度あったか。
- 県内の事件で、被害者参加のあった事件は、平成21年度は0件、平成22年度は3件、平成23年度は6件、平成24年度は7件、平成25年度は12件、平成26年度は5月末現在で4件で、制度施行以来合計32件であり、増加傾向を示している。全国的にも増加傾向であることは報道されている。
- 全体の何パーセントか。
- 全体の事件数の何パーセントかという統計数値は手元にないが、裁判員裁判では、制度施行から平成26年5月末までに実施した41件中4件で利用があった。
- 犯罪被害者の範囲は、例えば友人でも入ったりするのか。
- 被害者参加の申出ができる方の範囲は、法律上決まっている。「被害者等」には被害者本人のほか、被害者の配偶者、直系親族、兄弟姉妹が含まれるが、親しい知人、友人は入らない。
- 私なりの感想として申し上げますと、被害者参加制度があるというのはよいと考えるが、運用が肝であると考えます。裁判長の見識と責任に期待したいと思っています。おそらく被害者参加制度も裁判員裁判も、事件としては被害者も当事者なのに、裁判では被害者は当事者になれないというのがあったと思う。その中で、事件の一方の当事者である被害者の気持ちがどうなのかということが最近出てきて、裁判員裁判や被害者参加制度がある一方、被害者の

一方的な感情の垂れ流しになる危険性や量刑への影響が考えられる。被害者の要求が全て通るわけではないということで、誰かがバランスをコントロールしなければならない。今の時点でそれは裁判長に委ねざるを得ないと思っているので、裁判長のバランスコントロールと見識に期待したい。

- 被害者がその立場にふさわしい扱いを受ける必要があるということで法の整備が図られてきた。ただ、刑事裁判の本質は変わっておらず、例えば裁判員裁判では、量刑の本質がどう決まるかということ、被告人がどのような気持ちでどのようなことを行い、どのような結果を発生させたかということが中心になる。その行ったことの報いこそが量刑であるという基本スタンスは、評議の中で法令の解釈に準ずるものとして裁判官から説明する。実際、裁判員が説明を聞いてどういう意見を持つかは、各裁判員の見識もあるので難しいところであるが、今言われたような視点を忘れずに今後の評議を主宰したい。
- ◎ 被害者と直接接する機会が多い検察官として、被害者の思いが昔と違うとか、権利意識が強くなっているとか変化があるか。
- 被害者参加制度ができる以前から、殺人事件や交通事故の遺族の中に裁判の枠外に置かれているという感想を持っている方も多かったと思う。それで、この制度ができたと思っている。制度ができたことで参加したいと表明される方が多くなっていると思う。
- ◎ 検察官から、被害者参加したらどうかと勧める場合はあるか。
- 制度があることは説明するが、どうですかとまでは言っていない。制度説明後、即答する人もいるが、考えさせてくださいということが多い。
- ビデオリンクについては、パソコンを使用していると思うが、OSやソフトウェアや機器は指定されているのか。
- 機材は最高裁が調達しているため、各裁判所とも同じものを使っている。

- 犯罪被害者への施策は犯罪被害者白書にも記載されており，裁判所以外の制度，例えば，カウンセリングの費用補助とかの教示について，どこかの機関でされているか。また，県内で何人ぐらゐのカウンセラーを確保しているか。
- 何名かは把握していないが，被害者のサポートをしてくれる団体があるので，そちらのサポートを受けていただいている。また，検察庁には被害者支援員がいるので，色々な情報を伝えている。
- 意見陳述等について，カウンセリングとか心のケアをしている人が法廷でサポートするような仕組みがあるか。
- 付添いの制度がある。
- 性犯罪の被害者は，証人として出廷した際，被害に遭ったことの話を書くのがつらい場合もあり，出てきてもいいし，出てこなくてもいいという選択ができると良いと考える。出たときに遮へいやビデオリンクといった工夫がされているのはよいと思う。また，話をする際に気持ちの動揺もあるので，側にいてサポートがあるのも良いと思う。
- 証人として来るか来ないかの選択が常にできるということになると，裁判所としては，事実認定のことを考えると，苦しいところがある。来られたときの保護の方法については，現場で細かな心遣いをしたい。
- ◎ 裁判所ができる範囲は法で決まっているが，実際の運用については工夫できるところがあるので，本日いただいた意見を踏まえ，なるべく制度趣旨に沿うよう，被害者に無用な負担をかけないようにしたい。

以 上